

令和3年度

岡崎市社会福祉事業功労者顕彰
候補者推薦手引書

岡崎市社会福祉事業功労者顕彰候補者の推薦依頼にあたって

本顕彰は、多年にわたり社会福祉事業に貢献した方、社会福祉施設等への寄附や福祉分野のボランティア活動を行っている方、又は要介護者の在宅介護をしている方の功労に報いるとともに、社会福祉事業の進展に資することを目的とするものです。

岡 崎 市

岡崎市社会福祉協議会

目 次

項目	ページ
1 推薦事務の流れ	1
2 推薦書作成にあたっての留意事項	1
3 顕彰対象者及び推薦書様式・推薦依頼先一覧	2
4 推薦基準について	2
(1) 附属機関等の長 [福祉功勞]	3
(2) 社会福祉団体の役員 [福祉功勞]	3
(3) 社会福祉団体の長 [福祉功勞]	4
(4) 岡崎市民生委員児童委員協議会会長・岡崎保護区保護司会会長 [福祉功勞]	4
(5) 民生委員児童委員・保護司 [福祉勤続功勞]	4
(6) 社会福祉団体・社会福祉施設の職員 [福祉勤続功勞]	5
(7) 寄附者（団体・個人） [篤志功勞]	6
(8) ボランティア活動団体（個人） [篤行功勞]	6
(9) 献血協力者 [篤行功勞]	7
(10) 高齢者又は心身障がい者の介護者 [介護功勞]	8
4 岡崎市社会福祉事業功勞者顕彰要綱	9
推薦書様式・記載例	13

《個人情報取扱について》

推薦書で収集する個人情報については、岡崎市社会福祉事業功勞者顕彰の被顕彰者選考、決定等各種手続きのために利用します。

なお、受賞者については、岡崎市社会福祉事業功勞者顕彰式の開催にあたり作成する受賞者名簿に氏名を掲載いたします。

<問合せ先>

岡崎市福祉部地域福祉課 総務施策係

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL:0564-23-6851 FAX:0564-23-6515

Email:chiiki@city.okazaki.lg.jp

1 推薦事務の流れ

- (1) 岡崎市・岡崎市社会福祉協議会から推薦依頼を送付します
- (2) 各推薦依頼先で、対象者をご確認のうえ推薦書を作成してください。

各推薦依頼先
<ul style="list-style-type: none">・作成した推薦書は岡崎市役所（福祉部地域福祉課）へ提出してください。 【提出期限：令和3年10月25日（月）】・岡崎市役所に送付する書類は、様式1から様式11のうち、該当するものを人数分提出してください。・推薦書様式は必要枚数をコピーしてお使いください。・岡崎市ホームページから推薦書様式をダウンロードできますので、ご利用ください。 URL https://www.city.okazaki.lg.jp/330/p024829.html

- (3) 顕彰候補者審査会で審査後、審査結果を各推薦元に報告します。

岡崎市・岡崎市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">・推薦書のチェックを行い、不明な点等について各推薦元に照会することがあります。・顕彰候補者審査会にて審査を行い、各推薦元に審査結果を報告します。・受賞者ご本人へ、直接又は推薦元団体を通じて、「岡崎市社会福祉事業功労者顕彰式」のご案内をいたします。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>岡崎市社会福祉事業功労者顕彰式 日時：令和4年2月5日（土）午前10時30分（予定） 会場：岡崎市福祉会館6階ホール</p></div>

2 推薦書作成にあたっての留意事項

3～12ページを参照し、記載例（13ページ以降）を参考に作成してください。

- ・推薦書の氏名をもとに受賞者名簿、感謝状を作成しますので、正確に記載してください。
- ・常用漢字でないものは、字体を十分に確認の上、大きくはっきりとご記入ください。
- ・推薦者氏名、印を忘れずをお願いします。

3 顕彰対象者及び推薦書様式・推薦依頼先一覧

対象者	様式等	対象となる期間等	在職年数等		推薦書様式		推薦依頼先
			市長顕彰	社会福祉協議会長顕彰	市長顕彰	社会福祉協議会長顕彰	
福祉功労	附属機関等 の 長	附属機関等の長 としての在職期間	10年		1		附属機関等の 事務局
	社会福祉 団体の役員	社会福祉法人等 における理事、監事 又は評議員としての 在職期間	15年	10年	1	7	社会福祉法人 (更生保護法人) 社会福祉団体
		社会福祉団体に おける役員としての 在職期間					
	社会福祉 団体の長				1		
	岡崎市民生 委員児童委員 協議会会長	会長退任時			1		岡崎市民生委員 児童委員協議会
岡崎保護区 保護司会会長				1		岡崎保護区 保護司会	
福祉勤続功労	民生委員 児童委員	民生委員児童委員 としての在職期間	9年	6年	2-1	8-1	岡崎市民生委員 児童委員協議会
	保護司	保護司としての 在職期間					岡崎保護区 保護司会
	社会福祉団体・ 社会福祉施設の 職員	職員としての 在職期間	15年	10年	2-2	8-2	社会福祉法人 (更生保護法人) 社会福祉団体等

対象者	様式等	対象となる期間等	在職年数等		推薦書様式		推薦依頼先
			市長顕彰	社会福祉協議会長顕彰	市長顕彰	社会福祉協議会長顕彰	
篤志功労者		社会福祉施設又は 社会福祉団体への 寄附金額	50万円	30万円	3	9	社会福祉法人 (更生保護法人) 社会福祉団体
篤行功労者		社会福祉に関わる ボランティア活動を 継続している 期間	1か月1回以上で 5年	1か月1回以上で 2年	4	10	
			1年に1回以上で 10年	1年に1回以上で 5年			
		献血協力者	50回		5		岡崎地区献血推進協議会
介護功労者		要介護の 高齢者又は 心身障がい者の 介護期間	5年	3年	6	11	民生委員児童委員等

※対象となる期間等：(詳細は各推薦基準を参照)

4 推薦基準について

(1) 附属機関等の長〔福祉功労〕

■推薦対象者

岡崎市の社会福祉に関する附属機関及び附属機関に準ずる機関の長を通算10年以上務めた方が顕彰の対象になります。>市長顕彰 推薦書様式1

※過去に他の区分での受賞歴があっても対象になります。

※岡崎市の社会福祉に関する附属機関等とは（令和3年4月1日現在）

附属機関	岡崎市社会福祉審議会／岡崎市民生委員推薦会／岡崎市障がい者自立支援審査会／岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会／岡崎市介護認定審査会／岡崎市国民健康保険運営協議会／岡崎市子ども子育て会議／岡崎市いじめ問題再調査委員会
附属機関に準ずる機関	岡崎市地域福祉計画推進委員会／岡崎市障がい者自立支援協議会／岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議／岡崎市在宅医療・介護連携協議会／岡崎市地域ケア推進会議／岡崎市子ども発達センター関係機関連絡会議／岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会／

(2) 社会福祉団体の役員〔福祉功労〕

■推薦対象者

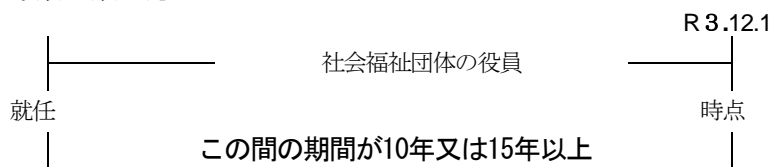
令和3年12月1日現在において、社会福祉団体の役員としての在職期間が下記に該当する方が対象となります。

「市長」顕彰の対象	・・・	15年以上	>推薦書様式1
「社会福祉協議会会長」顕彰の対象	・・・	10年以上	>推薦書様式7

※社会福祉団体の役員とは

- ①社会福祉法人・更生保護法人の理事、監事、評議員（社会福祉法人の評議員は平成29年4月1日以降の在職期間が対象となる）
- ②社会福祉を直接的に推進する団体（学区福祉委員会、障がい者団体、老人クラブ等）の規約等に定める役員
- ③岡崎市（地区）民生委員児童委員協議会、岡崎保護区保護司会の役員は対象外（民生委員児童委員・保護司は福祉勤続功労の対象となるため）

■在職年数の数え方



例1：就職（就任）の場合

H18. 4. 1 就職（就任）→現在（R 3.12. 1）に至る 在職年数：15年8か月

H18. 8.16 就職（就任）→現在（R 3.12. 1）に至る 在職年数：15年0か月
<H18. 8.16～R 3.11.15で15年>

例2：退職（退任）の場合

H23. 4. 1 就職（就任）→R 3.10.15 退職（退任） 在職年数10年6か月
<H23. 4. 1～R 3. 9.30で計算>

例3：死亡（退任）の場合

H20. 4. 1 就職（就任）→R 3. 7. 3 死亡 在職年数は：13年3か月
<H20. 4. 1～R 3. 6.30で計算>

(3) 社会福祉団体の長〔福祉功労〕

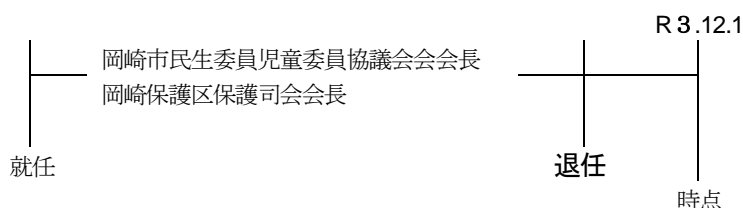
社会福祉団体の長として貢献した方が推薦対象>市長顕彰 推薦書様式 1

多くの場合は上記前ページ(2)の要件に該当すると想定されますが、役員としての在職年数が要件を満たさない場合（退任している場合を含む）であっても、社会福祉団体の長として社会福祉事業の推進に貢献した方が対象となります。

なお、岡崎市民生委員児童委員協議会又は岡崎保護区保護司会の会長を務めた方は、下記(4)による顕彰の対象とします。

(4) 岡崎市民生委員児童委員協議会会長・岡崎保護区保護司会会長〔福祉功労〕

会長として貢献した方で、会長退任後の直近の顕彰式で推薦対象>市長顕彰 推薦書様式 1



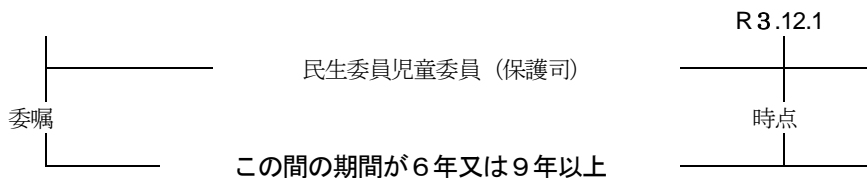
(5) 民生委員児童委員・保護司〔福祉勤続功労〕

■推薦対象者

令和3年12月1日現在において、現職の民生委員児童委員（主任児童委員を含む。）又は保護司であり、下記の在職年数を有している方が対象となります。

「市長」顕彰の対象	・・・	9年以上	>推薦書様式 2-1
「社会福祉協議会会長」顕彰の対象	・・・	6年以上	>推薦書様式 8-1

■在職年数の数え方



例：H24. 12. 1 就任	→	R 3. 12. 1（現在）に至る	在職年数：9年0か月
H27. 12. 1 就任	→	R 3. 12. 1（現在）に至る	在職年数：6年0か月
例：H24. 5. 25 就任	→	R 3. 12. 1（現在）に至る	在職年数：9年6か月
H27. 11. 25 就任	→	R 3. 12. 1（現在）に至る	在職年数：6年0か月

※民生委員児童委員・保護司を歴任している場合の考え方

在職期間を通算することなく、それぞれの在職期間が上記の在職年数を有しているかを判断します。

それぞれの立場で顕彰対象とします。

(6) 社会福祉団体・社会福祉施設の職員〔福祉勤続功労〕

■推薦対象者

令和3年12月1日現在において、市内の社会福祉団体・社会福祉施設の職員であり、下記の在職年数を有している方が対象となります。

「市長」顕彰の対象	・・・	15年以上	＞推薦書様式2-2
「社会福祉協議会会長」顕彰の対象	・・・	10年以上	＞推薦書様式8-2

※「社会福祉団体」とは

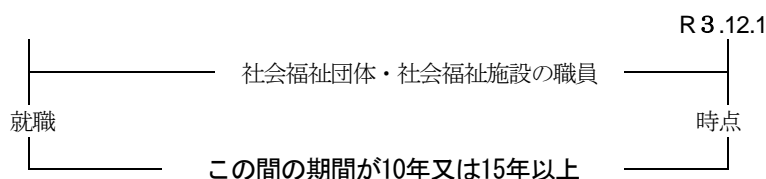
- ・・・ 社会福祉法人、更生保護法人、社会福祉を直接的に推進する団体

※社会福祉施設の「職員」とは

- ・・・ 施設長／指導員／相談員／支援員／寮母／保育士／介護員／介護支援専門員／医師／看護師／保健師／薬剤師／調理員／栄養士／作業療法士／言語聴覚士／臨床心理士／運転手／用務員／事務員 など

※常勤・非常勤は問いません。

■在職年数の数え方



例1：就職（就任）の場合

- ・H18. 4. 1 就職（就任）→現在（R 3. 12. 1）に至る 在職年数：15年8か月
- ・H18. 8. 16 就職（就任）→現在（R 3. 12. 1）に至る 在職年数：15年0か月
<H18. 8. 16～R3. 11. 15で15年>

例2：退職（退任）の場合

- ・H23. 4. 1 就職（就任）→R 3. 10. 15 退職（退任） 在職年数10年6か月
<H23. 4. 1～R 3. 9. 30で計算>

例3：死亡（退任）の場合

- ・H20. 4. 1 就職（就任）→R 3. 7. 3 死亡 在職年数は：13年3か月
<H20. 4. 1～R 3. 6. 30で計算>

※同じ法人内で市外の施設に勤務している（していた）期間は、在職年数に含めません。

※休職した期間は、在職年数に含めません。

※12月1日までに退職している場合でも、顕彰対象となる在職年数を満たしていれば推薦可能です。

(7) 寄附者（団体・個人）〔篤志功勞〕

■推薦対象者

令和3年12月1日現在、市内の社会福祉施設又は社会福祉団体に金品の寄附をしている方で、下記に該当する方が対象となります。

<p>「市長」顕彰の対象 ・ ・ ・ 50万円以上の寄附、又は累計で50万円を超える寄附＞推薦書様式3</p> <p>「社会福祉協議会会長」顕彰の対象 ・ ・ ・ 30万円以上の寄附、又は累計で30万円を超える寄附＞推薦書様式9</p>
--

■寄附金額の数え方

R2.12.1		→	R3.12.1時点
例1			30万円寄附
例2			①10万円寄附+②15万円寄附+③6万円寄附=累計31万円
例3	寄附累計額 15万円		+寄附20万円=累計35万円
例4			50万円寄附
例5			①10万円寄附+②20万円寄附+22万円寄附=累計52万円
例6	寄附累計額 31万円		+寄附20万円=累計51万円
例7①	市長顕彰 受賞後に		100万円寄附
例7②	市長顕彰 受賞後に		①50万円寄附+②50万円寄附=累計100万円

※再度の市長顕彰／前回の市長顕彰以降に1回又は累計で100万円以上

※物品寄附は、価格を時価相当額に換算します。

(8) ボランティア活動団体（個人）〔篤行功勞〕

■推薦対象者

令和3年12月1日現在、引き続き社会福祉に関わるボランティア活動を行い、下記のいずれかに該当する方が対象となります。

<p>「市長」顕彰の対象＞推薦書様式4 ・ ・ ・ 1か月に1回以上で5年以上継続して活動した個人又は団体 1年に1回以上で10年以上継続して活動した個人又は団体 （過去に社会福祉協議会会長顕彰を受賞している個人又は団体）</p> <p>「社会福祉協議会会長」顕彰の対象＞推薦書様式10 ・ ・ ・ 1か月に1回以上で2年以上継続して活動した個人又は団体 1年に1回以上で5年以上継続して活動した個人又は団体</p>

※ボランティア団体に所属して活動している方は、個人として顕彰の対象になりません。

■活動期間の数え方（例）

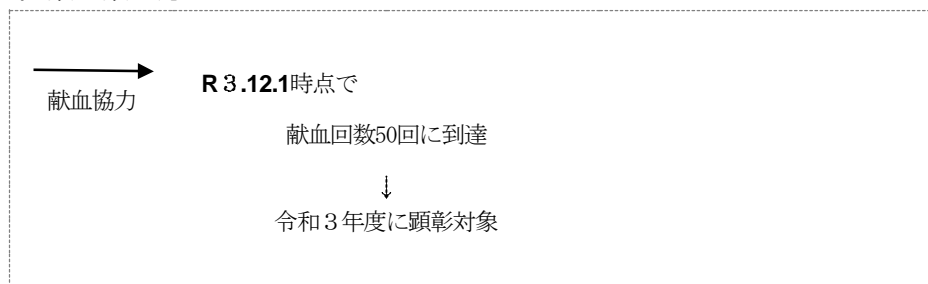
年度	例1	例2	例3	例4	例5	例6	例7	例8
H23年度							年 1回	隔月に 1回
H24年度							年 1回	隔月に 1回
H25年度							年 1回	隔月に 1回
H26年度							年 1回	隔月に 1回
H27年度							年 1回	隔月に 1回
H28年度			年 1回	隔月に 1回	年 1回	毎月 1回	年 1回	隔月に 1回
H29年度			年 1回	隔月に 1回		毎月 1回	年 1回	隔月に 1回
H30年度			年 1回	隔月に 1回	毎月 1回	毎月 1回	年 1回	隔月に 1回
R1年度	毎月 1回	隔月に 1回	年 1回	隔月に 1回		毎月 1回	年 1回	隔月に 1回
R2年度	毎月 1回	隔月に 1回	年 1回	隔月に 1回	毎月 1回	毎月 1回	年 1回	隔月に 1回
R3.12.1	毎月 1回	隔月に 1回	1回	隔月に 1回		毎月 1回	年 1回	隔月に 1回
社会福祉協議会 会長 顕彰	○	×	○	○	×	済	済	済
市長 顕彰	—	—	—	—	—	○	○	○

(9) 献血協力者〔篤行功労〕

■推薦対象者

岡崎市内に住所を有し、献血協力回数が50回に到達した方＞市長顕彰 推薦書様式5

■献血回数の数え方



(10) 高齢者又は心身障がい者の介護者〔介護功労〕

■推薦対象者

介護を要する高齢者又は心身障がい者の介護を中心になって行っている方。

（市長顕彰は、過去に社会福祉協議会会長顕彰を受けた者を対象とする。ただし、令和2年度に社会福祉協議会会長顕彰を受賞した方は、本年度は対象になりません）

「市長」顕彰の対象	・・・	5年以上	＞推薦書様式6
「社会福祉協議会会長」顕彰の対象	・・・	3年以上	＞推薦書様式11
（※いずれも在宅介護の期間が1年のうち6か月以上であること）			

■介護期間の数え方

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3.12.1現在	
例1			● 4/1 開始		3/31 3年経過		社会福祉協議会 会長顕彰
例2	● 4/1 開始				3/31 5年経過		市長顕彰

※満18歳までの介護期間は除きます。

※被介護者（介護を受けている方）が死亡した場合の考え方

死亡時点で推薦要件を満たしていれば推薦は可能です。

例1：H28. 4. 20 介護開始 → R 3. 12. 1（現在）介護継続／介護年数：5年6か月

<H28. 4. 20～R3. 4. 19＝5年 >

<R 3. 4. 20～R3. 11. 19＝6か月 >

例2：H28. 4. 1 介護開始 → R 3. 6. 10 死亡により介護終了／介護年数：5年2か月

<H28. 4. 1～R3. 3. 31＝5年 >

<R 3. 4. 1～R3. 5. 31＝2か月 >

岡崎市社会福祉事業功労者顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この顕彰は、多年社会福祉の推進に尽力し、その功績の顕著な者及び社会福祉事業の推進に寄与した者又は団体等を顕彰して、その功労に報いるとともに今後の社会福祉事業の進展に寄与しようとするものである。

(顕彰の種類及び区分)

第2条 顕彰は市長顕彰及び社会福祉協議会会長（以下「協議会会長」という。）顕彰とし、顕彰の種類は感謝とする。

2 顕彰の区分は福祉功労、福祉勤続功労、篤志功労、篤行功労及び介護功労とする。

(顕彰の対象、基準及び推薦手続)

第3条 顕彰の対象及び基準は、別表に定めるところによるものとし、顕彰の対象となる個人又は団体を推薦する者は、同表に定める顕彰候補者推薦書を市長又は協議会会長に提出するものとする。

(顕彰の除外)

第4条 福祉功労顕彰及び福祉勤続功労顕彰の対象者は、岡崎市職員を除くものとする。

2 県設置及び市外の社会福祉法人設置の施設等に従事する者は岡崎市内の施設に従事していた通算期間とする。

3 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、対象から除外するものとする。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、原則として毎年1回社会福祉事業功労者顕彰式において、これを行う。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(顕彰者の決定)

第6条 顕彰の決定は、顕彰候補者審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて行うものとする。

2 審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。

3 会長は福祉部長を、副会長はこども部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 地域福祉課長
- (2) ふくし相談課
- (3) 障がい福祉課長
- (4) 長寿課長
- (5) 介護保険課長
- (6) 国保年金課長
- (7) 医療助成室長
- (8) こども育成課長
- (9) 子育て支援室
- (10) 家庭児童課長
- (11) 保育課長

- (12) こども発達相談センター所長
 - (13) 社会福法人岡崎市社会福祉協議会事務局長
 - (14) その他会長が必要と認める者
- 5 会長は、会務を総理する。
 - 6 会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
 - 7 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 8 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。
 - 9 審査会の事務局は、地域福祉課内に置く。

(顕彰の特例)

第7条 第3条に定める者又は団体等のほか、市長又は協議会会長が特にその功績が顕著で必要と認めた場合は、直接選考することができる。

(顕彰の基準日)

第8条 顕彰の基準日は、毎年12月1日とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別表（顕彰の対象及び基準）

区分	市長顕彰	推薦書様式	協議会会長顕彰	推薦書様式
福祉功勞	岡崎市の社会福祉に関する附属機関及び附属機関に準ずる機関の長を通算10年以上務めた者	様式1	岡崎市内の社会福祉団体の役員として通算10年以上従事した者	様式7
	岡崎市内の社会福祉団体の役員として通算15年以上従事した者で、過去に右欄の顕彰を受けた者			
	岡崎市内の社会福祉団体の長として貢献した者			
	岡崎市民生委員児童委員協議会又は岡崎保護区保護司会の会長として貢献した者			
福祉勤続功勞	岡崎市内の民生委員児童委員又は保護司の現職にあり、その在職期間が9年以上である者で、過去に右欄の顕彰を受けた者	様式2-1	岡崎市内の民生委員児童委員又は保護司の現職にあり、その在職期間が6年以上である者	様式8-1
	岡崎市内の社会福祉団体又は社会福祉施設の職員として、休職期間を除き通算15年以上（保育園職員は25年以上）従事した者で、過去に右欄の顕彰を受けた者	様式2-2	岡崎市内の社会福祉団体又は社会福祉施設の職員として、休職期間を除き従算10年以上（保育園職員は15年以上）従事した者	様式8-2
篤志功勞	岡崎市内の社会福祉施設又は社会福祉団体等に50万円以上の金品を寄附した者（寄附の累計額が基準に達した場合も含む）	様式3	岡崎市内の社会福祉施設又は社会福祉団体等に30万円以上の金品を寄附した者（寄附の累計額が基準に達した場合も含む）	様式9
	再度の顕彰の対象は、前回の顕彰以降1回又は累計で100万円以上の金品を寄附した者			

区分	市長顕彰	推薦書様式	協議会会長顕彰	推薦書様式
篤行功勞	岡崎市内において社会福祉に関わるボランティア活動を1か月に1回以上で5年以上又は1年に1回以上で10年以上継続して行っている者で、過去に右欄の顕彰を受けた者	様式4	岡崎市内において社会福祉に関わるボランティア活動を1か月に1回以上で2年以上又は1年に1回以上で5年以上継続して行っている者	様式10
	岡崎市内に居住する者で献血を50回以上行った者	様式5		
介護功勞	介護を要する高齢者又は心身障がい者の介護を中心になって行っている者で、介護期間（満18歳までの介護期間は除く）が5年以上で、かつ在宅介護が1年のうちで6か月以上の者で、過去に右欄の顕彰を受けた者（前年度に受けた者は除く）	様式6	介護を要する高齢者又は心身障がい者の介護を中心になって行っている者で、介護期間（満18歳までの介護期間は除く）が3年以上で、かつ在宅介護が1年のうちで6か月以上の者	様式11

備考

- 1 社会福祉団体とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社会福祉法人
 - (2) 更生保護法人
 - (3) 社会福祉を直接的に推進する団体
- 2 役員とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 社会福祉法人及び更生保護法人の定款に定める理事、監事又は評議員（社会福祉法人における評議員については平成29年4月1日以降の従事期間が対象）
 - (2) 1(3)に掲げる社会福祉団体の規約等に定める役員
- 3 物品による寄附の場合は、価格を時価相当額に換算するものとする。